

# 試料抽出式煙探知装置の制御盤の配置に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

試料抽出式煙探知装置の制御盤の配置に関する事項

## 改正理由

消火設備等の仕様を規定する火災安全設備コード（FSS コード）の 10 章においては、試料抽出式煙探知装置の制御要件として、制御盤を船橋又は火災制御場所に配置する旨規定している。

当該規定に関し、IACS は、固定式炭酸ガス消火装置の消火剤を格納する区画（CO<sub>2</sub> ルーム）を火災制御場所とみなし、当該区画に制御盤を配置することを認める旨定めた統一解釈 SC260 を採択しており、本 IACS 統一解釈は既に本会規則に取り入れられている。

2014 年 3 月に開催された IMO 第 1 回設備小委員会（SSE1）において、本 IACS 統一解釈について検討が行われた結果、固定式炭酸ガス消火装置の放出管と試料抽出式煙探知装置の配管を兼用する場合が一般的であることから、この場合に限り、制御盤を CO<sub>2</sub> ルームに配置することを認める旨の修正を加えた統一解釈が合意された。本統一解釈については、2014 年 11 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会（MSC94）において承認され、MSC.1/Circ.1487 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1487 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

固定式炭酸ガス消火装置の放出管が試料抽出式煙探知装置に使用される場合には、試料抽出式煙探知装置の制御盤を CO<sub>2</sub> ルームに配置することを認める旨規定した。